

岡山市第一農業委員会職員の懲戒処分等について

令和6年7月26日付で以下のとおり懲戒処分を行いました。

1 被処分者

岡山市第一農業委員会事務局(岡山市第二農業委員会事務局併任)
係長級職員 50代 男性

2 処分内容

減給10分の1 6月

3 事案の概要

当該職員は、令和6年5月9日(木)午前7時20分頃、自家用車で通勤中に起こった交通事故の相手車両の運転手と口論となり、同運転手の肩を掴み、右肩打撲を負わせ、また、同運転手の右足を相手車両の車体とドアの間に挟み、右膝打撲と右膝血腫の傷害を負わせました。

4 処分理由

当該職員がした行為は、全体の奉仕者として、法を守り、市民の模範となり、高い廉潔性を求められる第一農業委員会職員にあるまじき行為であって、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものです。

したがって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき処分を行うこととしました。

5 管理監督責任

上司である所属長1人に対し口頭による注意を行いました。

6 その他(再発防止)

職員に対し、綱紀の厳正等について文書をもって通達します。

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合(懲戒)

○ 岡山市の農業委員会事務局職員の懲戒処分の基準に関する要綱(抜粋)

(懲戒処分の基準)

第2条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類の懲戒処分(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

違反行為			懲戒処分の種類
公務外非行関係	傷害	人の身体を傷害すること。	停職又は減給

【問い合わせ先】

岡山市第一・第二農業委員会事務局 今村・竹田 直通:086-803-1562 内線4791